

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名		特別児童扶養手当の支給に関する法律				法令番号		昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号		
手続名		障害児福祉手当の受給資格の再認定				根拠条項		第 2 6 条		
審査基準		（１）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）第 1 7 条 （２）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 5 0 年政令第 2 0 7 号）第 1 条 ※具体的な基準は、別添「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和 60 年 12 月 28 日付け社更第 162 号厚生省社会局長通知）のとおり								
受付機関	町	処理機関	総合福祉センター	交付機関	総合福祉センター	標準処理期間		4 5 日	目次	8
						標準経由期間		1 0 日	No.	